

区分	税率 (年額)		
	現行	新税率	
原付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪 (125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
小型二輪 (250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊	農耕用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

平成28年度から、購入時期や登録時期に関わらず「新税率」になります。

地方税法の改正により、平成28年度から軽自動車税の税率(税額)が変更されます。

**市民税課**  
軽自動車税・法人市民税の税率が変わります。  
☎973-53382

## くらしの情報

イベント情報や各種講演会など、市役所からの大切なお知らせです。詳細については各お問い合わせ先へご確認ください。

**市役所 総合案内** TEL 974-3111  
FAX 973-9819

区分	税率 (年額)			
	①現行税率	②新税率	③重課税率	
	平成27年3月31日以前に新車の登録を受けた車両	平成27年4月1日以降に新車の登録を受けた車両	新車の登録から13年を経過した車両	
3輪				
4輪以上	乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物 自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	貨物 営業用	3,000円	3,800円	4,500円

**【四輪以上及び三輪の軽自動車】**

- 平成27年3月31日以前に新車の登録を受けた車両は、次表の「①現行税率」になります。
- 平成27年4月1日以降に新車の登録を受けた車両は、次表の「②新税率」になります。
- 毎年4月1日現在で、新車の登録から13年を経過した車両(電気軽自動車等は除く)は、次表の「③重課税率」になります。平成28年度は、車検証の初度検査年月が、平成14年以前の車両が対象となります。

区分	標準税率	平成28年度の税率 (年額)			
		電気軽自動車・天然ガス軽自動車	ガソリン車・ハイブリット車		
			特例1	特例2	特例3
3輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
4輪以上	乗用 自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	乗用 営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物 自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
	貨物 営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円

**【四輪以上及び三輪の軽自動車に係るグリーン化特例(軽課)による軽減】**

環境負荷の小さい軽自動車に対して、税率を軽減するグリーン化特例(軽課)が導入されます。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車の登録を受け、排出ガス基準と燃費基準を達成した車両は、平成28年度分に限り軽自動車税が軽減されます。

### 年末調整等説明会のご案内

年末調整及び法定調書の作成の仕方について、沖縄税務署が説明会を開催いたします。事業所経理担当の皆様につきましては、年末調整についての知識を深めるため、この機会に是非ご参加ください。

**【とき】** 11月18日(水)  
午後1時30分～午後4時

**【ところ】** 沖縄コンベンションセンター劇場棟

**【対象】** 事業所経理担当事務員

**【お問い合わせ】** 沖縄税務署 ☎938-0031

※天然ガス車は、平成21年排出ガス規制からNOx10%低減に限る。

※ガソリン車・ハイブリット車は、いずれも「平成17年排出ガス基準75%低減★★★」の車両に限る。

※特例2：乗用は「平成32年度燃費基準+20%達成車」、貨物は「平成27年度燃費基準+35%達成車」

※特例3：乗用は「平成32年度燃費基準達成車」、貨物は「平成27年度燃費基準+15%達成車」

**◎法人市民税**  
平成26年10月1日以降に開始した事業年度分から、法人市民税の法人税割の税率が引き下げられます。

**【税率】**  
12.3% (現行) ↓ 9.7% (改正後)